

平成29年度

第1回水戸市千波市民センター運営審議会

日時:平成29年7月13日(木) 午前10時00分

場所:水戸市千波市民センター 2階 研修室

水戸市千波市民センター

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成29年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

(2) 平成29年度千波市民センター事業計画について

(3) 平成29年度千波市民センター定期講座申込み状況について

(4) その他

4 閉 会

(1) 平成29年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援に努めながら、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携しながら、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいつくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(2)平成29年度 千波市民センター事業計画について

定期講座(教室・クラブ)

回数	開催期間	内 容	講 師	人数
10 ～ 41	5月から3月まで (8月は休講)	教 室：幼児ふれあい教室 クラブ：男の料理など20クラブ 《合計21講座を開催》	<教室> 川澄直子 先生 加藤一枝 先生 <クラブ> 羽鳥みよ子 先生 外18人	別紙 参照

いきいき健康クラブ

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
16	4月から3月まで 毎月、第3・5木曜日 10:00～11:30	軽体操やレクリエーション、会話 などを通じた交流と健康づくり。 ※ 対象：65歳以上	保健推進員 千波支部 8人	会員 42

シルバーリハビリ体操教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
20	4月から3月まで 毎月、第1・3月曜日 10:00～11:30	筋力や柔軟性の向上と生活動作 を楽にするため、いつでも、どこ でも、一人でも取り組める体操。 ※ 対象：65歳以上	水戸市シルバーリ ハビリ体操指導士 の会東部支部 10人	会員 40

元気アップ・ステップ運動教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
20 ～ 49	4月から3月まで 毎月 第1・3・5月曜日 第2・4火曜日 13:00～14:30(自主) 第2・4火曜日 15:00～16:30(教室)	足腰を中心とした筋力トレーニ ングとステップ台を使った有酸 素運動。 ※ 対象：65歳以上	水戸市高齢福祉課 運動指導員等 2～3人	自主 グループ 13 教室 12

寿大学講座

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年4回 開催	6月14日(水) 10:00~11:30	開講式 【健康体操】 「笑顔で楽しく簡単筋トレ&ストレッチ」 イスを使って家庭でも継続できる運動法を学ぶ。	Be natural 主宰 トータルフィットネス インストラクター 古谷久生子 先生	参加 39
	7月5日(水) 10:00~11:30	【講話】 「水戸の歴史と文化財」 古代から近代までの水戸の歴史と、そのころの千波地区やその周辺の歴史について学ぶ。	歴史文化財課職員 藤尾隆志 氏 (いきいき出前講座)	参加 24
	9月20日(水) 10:00~11:30	【講話と実技】 「みんなで楽しく認知症予防」 認知症を予防するために、脳トレや食事について楽しく学ぶ。	水戸ヤクルト販売㈱ 橘みよ子 先生 友部美佐子 先生	募集 (40)
	10月11日(水)	【移動学習】 那珂市 「茨城県植物園」 「なか健康センター」 閉講式	水戸市高齢福祉 バス利用	募集 (40)

子育て広場

回数	開催期間	内 容	講 師	人数
21	4月から3月まで 毎月、第2・4金曜日	子どもの遊び友だちをつくり、育児を通して保護者同士の交流の輪を広げる。 ※ 対象：乳幼児と保護者	千波女性会による サポート	23組 45名

女性学級

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年4回 開催	6月13日(火) 10:00~11:30	開講式 【講話と実技】 『健康長寿の秘訣』～介護予防事 業の紹介～ いくつになっても若々しく元気 で毎日を過ごすため、運動・栄養 改善・口腔ケア・認知症予防につ いて学ぶ。	水戸市高齢福祉課 職員 畔野洋一氏 (いきいき出前講座)	参加 33
	9月12日(火) 10:00~11:30	【講話と実技】 「いつまでも若々しくさっそうと 生きる生活術」 普段の生活の中で、無理なく行え るストレッチ法や栄養の取り方 など、ユーモアを交えた軽快なお 話を聞きながら、楽しく学ぶ。	ヘルスサポート21 主宰 古谷信義先生	募集 (40)
	12月13日(水) 9:30~11:30	【実習】 「ちぎり絵教室」 色紙に和紙等を貼り付け、オリジ ナルの作品を作る。	講師 為我井正明先生	募集 (30)
	2月7日(水)	【移動学習】 宇都宮市方面 未 定	市バスを利用	募集 (40)
		閉講式		

ふれあい学級

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
年2回 開催	10月10日(火) 10:00~11:00	【音楽鑑賞】 「親子での音楽鑑賞」 音楽鑑賞のほかにも、手遊び、リ ズム遊び、楽器紹介を行います。	認定NPO法人 水戸こどもの劇場 みとびよ音楽隊	90
	2月初旬 (予定)	未 定		90

一般教養講座

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
1	11月1日(水)	【移動学習】 未 定	市バスを利用	募集 (40)

夏休み少年少女教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
1	8月2日(水) 3日(木) 両日とも 9:30~12:00 13:00~15:30	【図画実習】 「絵画教室」絵の具やクレヨン・鉛筆を使い、夏休みの課題作品に挑戦! ※ 対象：小学生全学年	講師 別所恵子 先生	募集 (80)

冬休み少年少女教室

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
期間中 2 回 開 催	12月下旬 (予定)	【書道実習】 「書き初め教室」 小学生の冬休みの課題作品に対応する。 ※ 対象：小学校3～6年生	書道クラブ 高橋 司 先生	募集 (24)
	12月下旬 (予定)	【工作実習】 未 定	おもしろ理科先生	

普通救命講習会

回数	開催期日	内 容	講 師	人数
1	2月中旬	【3時間コース実習】 ・成人を対象とした心肺蘇生 ・AEDの操作要領 ・止血法等 ※ 対象：定期講座受講生	水戸地区救急 普及協会指導員	募集 (20)

千波地区の主な事業計画等

- 千波学区お父さんソフトボール 6月11日(日)元石川市民運動場 30名
3チーム参加によるリーグ戦を実施
- 千波地区生涯学習視察研修 7月5日(水)栃木県日光方面 45名
東照宮, 小田城ヶ原
- 千波学区ママさんバレーボール 7月28日(金)千波中学校体育館
3チーム参加によるリーグ戦を実施
- 第41回南部ブロック球技大会 8月27日(日)笠原中学校
男子:ソフトボール, 女子:バレーボール
- 童謡を唄う会~皆で歌いましょう 8月19日(土)千波市民センター
- 千波地区ソフトバレーボール大会 9月9日(土)千波中学校体育館
- 千波学区敬老会 9月16日(土)県民文化センター小ホール
招待者 1,754名(75歳以上)
- 千波地区市民運動会 10月8日(日)千波中学校校庭
スポーツの振興と体力増進を図り,地域間の交流を深める。
- 桜川水系クリーン作戦 11月4日(土)逆川緑地(本郷橋~新米沢橋)

- 千波地区三世代交流歩く会 11月19日(日)行程 約7.0km
市民センター ⇒ 逆川緑地遊歩道 ⇒ 千波湖北岸
⇒ 黄門像前 ⇒ 偕楽園散策 ⇒ 黄門像前
- 千波地区総合防災訓練 11月(未定) 千波小学校校庭
地域住民と小学校児童の合同訓練(第3支部)
- 千波地区クリーン作戦 12月17日(日)地区内幹線道路のゴミ収集
- 第31回千波郷土かるた大会 1月20日(土)千波小学校体育館
Aブロック(1年~3年生), Bブロック(4年~6年生)
ブロック別トーナメント戦
- 第36回千波ふれあいまつり 11月24日(金)~26日(日)千波市民センター
作品展示会・芸能発表会・バザー・模擬店等

(3)平成29年度 千波市民センター定期講座受講生の申込状況について

《 教室 》

平成29年5月～平成30年3月(8月休講)

平成29年7月1日現在

教室名	開催日	時間	在籍数	講師名
幼児ふれあい	第2・4(木)	10:00～12:00	19組 38人	川澄直子先生 加藤一枝先生

《 クラブ 》

自主運営

()は新会員数

教室名	開催日	時間	在籍数	講師名
ペン習字	第1・3(月)	13:30～15:30	18(2)	長山素龍先生
生花(小原流)	第2・4(月)	10:00～12:00	15(0)	赤津恵美子先生
レザークラフト	第2・4(月)	13:00～15:00	9(0)	奥田富子先生
太極拳	第1・2・3(月)	19:00～21:00	11(1)	星野明先生
パン作り	第1(月)	9:30～13:00	13(2)	鈴木三智先生
コーラス	第1・3(火)	10:00～12:00	19(0)	緑川弘子 増淵亜依先生
英会話	第1・3(火)	13:00～14:30	16(0)	セファ・ケスキン先生
書道	第2・4(火)	10:00～12:00	9(0)	高橋司先生
歌謡	第1・3(水)	19:00～21:00	26(2)	上杉京子先生
卓球Ⅱ	毎週(水)	13:00～15:00	15(3)	大庭京子先生
菓子づくりA	第2(水)	9:30～12:30	11(0)	塚原秩子先生
琴(山田流)	第2・4(水)	13:00～15:00	8(1)	井坂郁子先生
菓子づくりB	第2(木)	9:30～12:30	9(0)	塚原秩子先生
絵手紙	第2・4(木)	13:00～15:00	15(1)	鯨和子先生
美骨ストレッチ	第1・3(木)	13:30～14:30	11(3)	加藤一枝先生
卓球Ⅰ	毎週(木)	13:00～15:00	23(3)	深谷久子先生
ヨガ	毎週(金)	10:00～12:00	28(3)	小林恵美子先生
ピラティスA	第2・4(金)	14:00～15:00	22(4)	岡田典子先生
ピラティスB		15:30～16:30	19(1)	
男の料理	第4(土)	10:00～12:00	19(2)	羽鳥みよ子先生

316名(28)

1教室 38名
 20クラブ 316名
 ※合計 21講座 354名

水戸市市民センターの取扱について

収納状況及び証明書等（平成28年4月から平成29年3月）

市民センター名	市税等収納		証明書			
	収納件数	金額（円）	印鑑証明 件数	戸籍証明 件数	住民基本 台帳証明 件数	その他 証明件数
五 軒	—	—	1,904	1,233	2,325	1,997
新 荘	—	—	1,144	584	1,089	1,038
城 東	—	—	1,536	721	2,021	2,183
竹 隈	—	—	1,488	841	1,917	1,486
常 磐	—	—	1,780	822	1,940	1,764
緑 岡	5,122	91,659,593	3,731	1,309	4,699	4,689
寿	—	—	2,475	885	2,934	3,476
上大野	1,631	26,294,585	644	300	556	527
柳 河	1,379	21,505,651	951	490	846	1,017
渡 里	5,934	102,905,744	2,446	1,048	2,663	2,507
吉 田	4,537	80,950,336	3,438	1,312	3,655	3,381
酒 門	5,785	103,327,181	3,197	1,048	3,454	3,902
石 川	—	—	785	281	963	1,091
飯 富	1,969	31,390,380	622	417	736	801
国 田	2,607	39,526,446	623	392	630	765
桜 川	—	—	861	288	1,035	980
上中妻	—	—	465	136	394	416
山 根	138	2,392,370	136	69	133	197
見 川	—	—	1,474	496	2,129	2,009
千 波	—	—	1,219	459	1,518	1,189
見 和	—	—	2,011	792	2,802	2,945
双葉台	—	—	1,231	510	1,483	1,407
笠 原	—	—	2,428	786	3,284	3,219
赤 塚	—	—	679	234	959	1,192
吉 沢	—	—	2,233	878	2,753	2,698
堀 原	—	—	986	515	1,278	1,298
下大野	370	4,998,370	91	66	106	89
稻荷第二	391	6,901,515	364	169	377	339
大場	686	10,250,420	325	153	346	345
計	30,549	522,102,591	41,267	17,234	49,025	48,947

水戸市市民センターの利用状況について

(平成28年4月から平成29年3月)

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)
三の丸市民センター	1,972	27,661
五軒市民センター	2,580	32,059
新荘市民センター	1,959	33,044
城東市民センター	1,390	21,815
竹隈市民センター	1,552	25,901
常磐市民センター	2,025	34,784
緑岡市民センター	1,318	21,193
寿市民センター	1,090	17,313
上大野市民センター	672	9,256
柳河市民センター	1,190	14,974
渡里市民センター	1,336	22,810
吉田市民センター	1,596	25,849
酒門市民センター	1,124	15,054
石川市民センター	1,968	33,482
飯富市民センター	642	8,888
国田市民センター	800	9,785
桜川市民センター	2,072	29,652
上中妻市民センター	1,451	18,037
山根市民センター	832	11,542
見川市民センター	1,111	18,795
千波市民センター	1,489	23,105
見和市民センター	2,081	38,909
双葉台市民センター	1,852	32,346
笠原市民センター	1,351	18,527
赤塚市民センター	1,301	15,790
吉沢市民センター	1,050	15,397
堀原市民センター	1,739	27,556
下大野市民センター	706	10,285
稲荷第一市民センター	306	3,643
稲荷第二市民センター	1,427	21,714
大場市民センター	1,066	14,186
合 計	43,048	653,352

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経

験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行

為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。
別表(第2条関係)

(平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稻荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稻荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日
水戸市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

水戸市千波市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

《順不動・敬称略》

	氏 名	住 所	電 話	備 考
1	しどみ あき お 蒨 彰 男			故郷千波を創る協議会会長
2	ご とう のぼる 後 藤 昇			千波地区高齢者クラブ連合会 会長
3	おお たか まさ し 大 高 正 志			千波小学校校長
4	よし の よし あき 吉 野 由 昭			故郷千波を創る協議会副会長
5	まさ い あき ひろ 政 井 昭 弘			千波地区民生委員児童委員 協議会会長
6	しどみ き よこ 蒨 喜代子			水戸市保健推進委員 千波支部長

水戸市千波市民センター職員名簿

	役 職 名	氏 名	在職年数	備 考
1	所 長	せきね ひでのり 関根 英紀	3 カ月	
2	嘱託員	あおやま としえ 青山 敏江	5年3 カ月	
3	嘱託員	おおさわ あゆみ 大澤 歩	2年3 カ月	
4	嘱託員	しみず あさこ 清水 麻子	1年3 カ月	